

厨房設備等の基準に関する検討部会（第1回）

議事要旨

- 1 日時 令和8年7月29日（水） 10:30～12:00
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館（金融庁） 9階 共用会議室3（905B）
- 3 出席者（敬称略・五十音順）
 - (1) 委員
松島座長、上矢委員、倉渕委員、小城委員、中野委員、花木委員、蛭間委員、由利委員
 - (2) オブザーバー
・ 消防機関
大阪市消防局、全国消防長会事務局、東京消防庁
・ 関係事業者
富士工業株式会社
- 4 配布資料
 - 資料1-1 厨房設備等の基準に関する検討部会開催要綱
 - 資料1-2 厨房設備等の基準に関する検討部会委員名簿
 - 資料2 新たな形態の天蓋（フード）等に関する検討について
 - 資料3-1 予備実験結果の概要について（富士工業株式会社）
 - 資料3-2 加熱実験の計画について
 - 参考資料1 グリス除去装置の構造等の基準について
 - 参考資料2 改正火災予防条例準則の運用について
 - 参考資料3 循環フード予備実験 試験結果（富士工業株式会社）
 - 参考資料4 関係条文
 - 参考資料5 循環フードの安全対策について
- 5 議事
 - (1) 新たな形態の天蓋（フード）等に関する検討について
 - (2) 加熱実験等について
 - (3) その他
- 6 主な意見交換（○：委員 ▲：オブザーバー ●：事務局）
 - (1) 新たな形態の天蓋（フード）等に関する検討について
○循環フードについて、一般的な排気フードと同等の性能を確保するための考え方を教

えてほしい。また、建基法上は電化厨房の換気に基準はないが、慣例的にやっているルールがある。それも含めてメーカーの考えを開示してほしい。

▲循環フードのみで通常のフードと同様の環境を作るのは難しく、ごく小規模な厨房を除き、別途換気を行うことが前提である。その他は、持ち帰り整理した上で回答する。

○防火ダンパーは全ての製品に設けられているのか。

▲当社の循環フードには全て防火ダンパーを設けている。蒸気回収機に設置はない。

○他の事業者が参入することを考慮すると例えば業務用には設置が必要と明示することも検討するべきかもしれない。メーカーとして防火ダンパーを設置するか否かの判断基準はあるのか。

▲基本的に油脂を捕集する目的の機器には設置が必要と考えている。そのため蒸気回収機には設置していない。

○その整理も何か基準として示した方がいいと思う。

○グリス除去装置・脱臭フィルター・エアフィルターの材質は。

▲グリス除去装置はステンレス、脱臭フィルターはセラミック、エアフィルターは難燃性の一般的なフィルターとなる。

(補足) エアフィルターはガラス繊維フィルターとなる。

○グリス除去装置等のメンテナンスはメーカー（業者）が実施するのか。

▲グリス除去装置については、容易に取り外しが可能なためユーザーが行い、脱臭フィルター・エアフィルターは高所の設置ということもあり基本的にメーカー（業者）が交換する形となっている。

○ノーマル時（速調）の油脂除去率が 92%とのことだが、ターボ時（速調）は下がるのか。

▲ターボ時は風量が上がるため若干下がる。

○92%というのはフード（グリス除去装置）に捕集される油脂の分か。

▲そのとおり。

○グリス除去装置（92%）とフードそのものが捕集できなかった分が室内に排出されるオイルミストの放散量となるのか。

▲そのとおり。フード内で捕集されたものは、フィルターでも回収できるため 100%ではないが高い数値で捕集はできていると考える。

○資料に記載の循環フードに使用しているグリス除去装置はどのようなものか。

▲自社で開発しているステンレス製で回転式のグリス除去装置となる。

- 検討事項に加熱実験結果より延焼危険性が低いと判断できる場合は、可燃物（配線等）の使用を認めて差し支えないとの方向だが循環フードに限ったことなのか。
- 原則として不燃材料で造ることを前提とし、実験等で延焼危険性が低いと判断できる場合は適用除外しても差し支えないのではないかと考えている。

- 油脂の付着が抑制される構造とは。
- 資料に掲載している蒸気回収機の構造を前提に考えている。
- ▲スチームコンベクションオープン用の蒸気回収機は、回収した蒸気を水分に変化させその水分（油脂含む）をスチームコンベクションオープンに戻し、ドレーンから排出する。茹で麺器用は油脂の発生が無いものと考えている。

- 富士工業以外の製品は販売されているのか。他社製品も含めた検討なのか。
- 全く同じ構造ではないが、類似製品が製造されていると認識している。類似製品に対しても今回の検討内容を当てはめていきたいと考えている。
- 他社製品にも防火ダンパーの設置はあるのか。資料にある構造が一般的か否かで議論の内容が変わるため。
- 類似製品については確認する。
- 延焼危険性も含め、防火ダンパーを適用除外する担保としてメーカーからエビデンスを出してもらうことも必要かと考える。
- 油脂の付着が抑制される構造等、一定の要件は必要と考えておりその確認方法としてメーカーにエビデンスを求めることも考えられる。

- 新たな形態の天蓋等はどの程度普及しているのか。
- ▲蒸気回収機は数百台程度で循環フードは多く出回っているとは言えない。

(2) 加熱実験等について

- 予備実験は3面（ステンレス壁3面＋壁面）で囲まれた形で実験しているのか。
- ▲そのとおり。
- 外部へ露出した配線（可燃物）への延焼を検証するには、囲まれていない条件の方が厳しいのではないか。当該条件で安全性を担保できるのか。
- ▲機器内部への影響を検証する観点では、危険側と考える。また、当該製品は電源コード及びコンセントは外装より内部に設けられ外部へ露出していない。
- 予備実験で使用した機器の構造はそうかもしれないが、電源コード回りの温度を測定すれば参考になると考える。
- ▲測定する方向で検討する。

○一社の製品のみの検証でいいのか疑問がある。広い意味で循環型を評価するために他社製品との比較が必要ではないかと考える。

●（補足）検討する。

○加熱実験は何回実施しているのか。

▲予備実験として報告しているものは1回。その他、製品認定を行う過程で複数回実施している。

○付着させた油脂の厚みは0.4mmなのか。

▲そのとおり。ハケを使用し塗布している。

○厚みは測定しているのか。

▲測定していない。

○防火ダンパー・ファン・ヒューズ等の油脂の厚みはハケで塗った程度ということか。

▲そのとおり。

（補足）塗布量を算定することで厚みを担保している。

(3) その他

○脱臭フィルター・エアフィルター・防火ダンパー等は関連する JIS 規格（L-1091・A-1314・A-1321）があるが、整合は取っているのか。他社が製造する際にオーソライズした規格が必要だと考える。

▲フィルターは UL 規格に対応、防火ダンパーは認定品を使用している。

（補足）エアフィルターは ISO5660-1 に基づく発熱性試験（コーンカロリメータ）を実施（建築基準法の不燃材料等の評価に採用されている試験）している。